

第1号様式

法令適用事前確認手続（照会書）

平成28年7月5日

国土交通省  
自動車局技術政策課  
国際業務室長殿

照会者名  
日本化薬株式会社  
佐伯 展幸  
住所  
兵庫県姫路市豊富町豊富3903-39

下記について、照会します。

なお、照会者名並びに照会及び回答内容が公表されることに同意します。

## 記

### 1. 法令名及び条項

道路運送車両法の保安基準

#### 【座席】

- 第21条第1項
- 第22条の1の第1項、第2項、第3項、第4項

#### 【座席ベルト等】

- 第22条の3の第1項、第2項、第3項

#### ●本座席の保安基準に対する法規適合性の確認

⇒道路運送車両法で記載されている「前方に移動することを防止」する要求内容に対し、本座席は衝突時にイス型またはフラット型の場合において、「前方に移動することを防止」するために、イス型へ瞬時に自動的に変形することで、法律の要求内容を達成する見込みである。上記のような座席の場合、座席として見なされない可能性があるため、座席の座席該当可否の確認と、もし、本座席が座席に該当しない場合、座席として区別される判断基準は存在するのか（座席の定義）をご教授して頂きたい。

### 2. 将来自ら行おうとする行為に係る個別具体的な事実

○車両にイス型⇔フラット型へ変形可能なリクライニング座席を配置

平常時：座席はイス型シート⇔フラット型シートへ自在にリクライニングできる

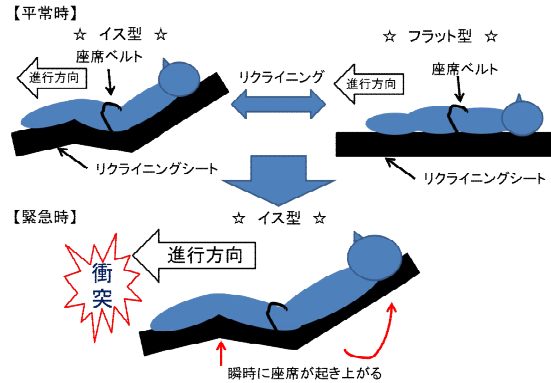
緊急時：衝突をセンサが検知すると、火薬を用いた火工品のエネルギーを

アクチュエータとして利用し、瞬時にイス型シートへ自動的に変形

(1) 座席の模式図

【緊急時の効果】

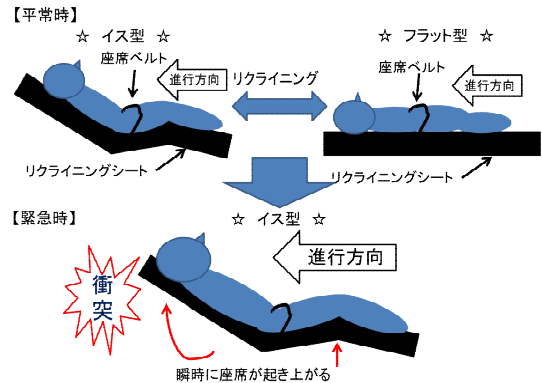
- ・火薬を用いた火工品で瞬時にイス型へ自動的に変形することで、乗員が座席の前方に移動することを防止する
- ・座席ベルトにより、乗員は座席に固定される



(2) パターン①座席の後向きバージョンの模式図

【緊急時の効果】

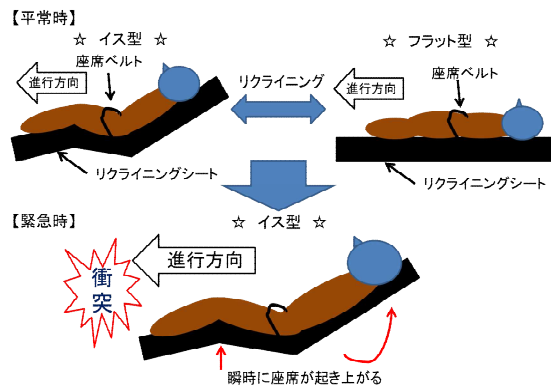
- ・火薬を用いた火工品で瞬時にイス型へ自動的に変形することで、乗員が座席の前方に移動することを防止する
- ・座席は前向きよりも衝突時の衝撃を吸収できる



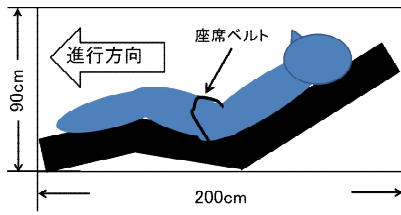
(3) パターン①座席の座席固定シートバージョンの模式図

【緊急時の効果】

- ・火薬を用いた火工品で瞬時にイス型へ自動的に変形することで、乗員が座席の前方に移動することを防止する
- ・座席ベルトにより、乗員は座席に固定される
- ・座席固定シートと座席ベルトにより、確実に乗員が前方へ移動することを防止する
- ・乗員の移動は座席に固定されたシート（弾力性のある生地）によって、身体全体を覆うことから座席ベルト単独よりも身体にかかる衝撃が緩和される



(4) 座席寸法の見取り図



縦×高さ×奥行 = 200cm × 90cm × 90cm

3. 当該法令の条項に適用に関する照会者の見解及びその根拠

上記記載の座席を車両に搭載することを検討している。

本座席は法令で定める「座席」に属すると考えている。

【座席】

- 第21条第1項において、「自動車の運転者席は運転に必要な視野を有し、かつ、乗員人員、積載物品等により運転操作を妨げられないもの」と記載されている。  
⇒本座席の上部に荷物室を設けているが、飛行機客室用の荷物室を想定しており、運転操作の妨げの問題はないと考える。
  
- 第22条の1の第1項において、「座席は安全に着席できるものとして、着席するのに必要な空間及び当該座席の向きに関し告示で定める基準に適合するように設けなければならない」と記載されている。  
⇒本座席の着席スペースは通路に幅400mm以上の着席に必要な空間を確保しており、問題ないと考える。ただし、幼児専用車の幼児用座席の場合、着席に必要な空間は「前向きに設けなければならない」との記載があるため。この限りではない。
  
- 第22条の1の第2項において、「自動車の運転者席以外の用に供する座席は安全に着席できるものとして、その寸法に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない」と記載されている。  
⇒本座席は安全に着席でき、寸法に関してもイス型の場合、大きさ幅380mm以上、奥行き400mm以上である。また、間げきも十分に確保しているため、問題ないと考える。
  
- 第22条の1の第3項において、「自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗員人員等から受ける荷重に十分に耐えるものとして、構造等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。ただし、5. 後向きに備えられた座席はこの限りではない」と記載されている。  
⇒本座席は衝突等による衝撃に十分に耐えることができ、かつ前向き座席及び後向き座席と共に問題ないと考える。
  
- 第22条の1の第4項において、「自動車の座席の後面部分は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗員人員を保護するものとして、構造等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない」と記載されている。  
⇒本座席は後面部分の衝撃でも、乗員を保護できるため、問題ないと考える。

#### 【座席ベルト等】

- 第22条の3の第1項において、「当該自動車は衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席の乗員人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれの同表の下欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない」と記載されている。

⇒本座席は、

座席の種別：運転手席及びこれと並列の座席以外の座席

座席のベルトの種別：第1種座席ベルト（2点式座席ベルト）等少なくとも乗員人員の腰部の移動を拘束し、乗車人員が座席の前方に移動することを防止するための座席ベルト

に該当する。本座席ベルトは2点式座席ベルトを設置し、「座席の種別」及び「座席ベルトの種別」の内容を満たすため、問題ないとする。

- 第22条の3の第2項において、「座席ベルトの取付装置は、座席ベルトから受ける荷重等に十分に耐え、かつ、取り付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして、強度、取付位置等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない」と記載されている。

⇒本座席に取り付けられる座席ベルトは上記内容を満たすため、問題ないとする。

- 第22条の3の第3項において、「第1項の座席ベルトは、当該自動車は衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして、構造、操作性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない」と記載されている。

⇒本座席に取り付けられる座席ベルトは車両が衝撃を受けた場合に座席が自動的にフラット型からイス型へ変形する際に、乗員を座席へ固定する役割がある。上記内容を満たすため、問題ないとする。

#### 4. 公表の延期の希望

公表の延期はしない。

#### 5. 連絡先

兵庫県姫路市豊富町豊富3903-39

日本化薬株式会社

佐伯 展幸

TEL：079（264）6415

以上